

[スクープ抽出]

衛星写真で「費用1兆円」と見積もったのに実際は「25%減」で利権争奪戦が始まった

震災瓦礫受け入れ 表明して撤回でも

10自治体に 176億円!

大震災から2年が過ぎた今も、被災地には瓦礫が山積みのまま。原発事故による放射能汚染問題も絡んでその処理が宙に浮き、地元は困っている。多くの国民は、そんな印象を抱いているのではないか。本当にそうであるならば、政治のリーダーシップと全国の自治体の協力のもと、「瓦礫の山」を一日でも早く消す取り組みを進めるべきだ。しかし、なぜか政府は「瓦礫処理はしなくていい」と言い出し、あるうことが「瓦礫処理をしない自治体」にまで補助金をバラ撒いている。この不思議な構図の背後に蠢いていたのは、やはり「震災シロアリ」だった。



これじゃ「やるやる詐欺」だ

自治体への「カラ交付金」密約

高度経済成長期からこの国では、公共事業談合がた

びたび問題となり、時には政治家や業者の逮捕者を出

す大事件となってきた。だが、この《震災瓦礫詐欺事件》の前ではそんな談合事件がかわいものにさえ思えてくる。

官製談合では、まがりなりにも落札業者は事業を請け負い、国や自治体（発注者）に納品した。問題は、発注者が実際の工事費よりもはるかに高いカネを税金から支払い、それで浮いたカネ（裏金）が、特定政治家や役所に還流されていたことである。

それに比べて、震災瓦礫の広域処理を巡る税金の使途は呆れるほかない。国は「入札」を検討しただけで受注もしていない相手に総額336億円の拠出を決め、うち約176億円が実際に支払われた。そして、支払った側は「返還しなくていい」、受け取った側も「返す必要はない」と、開き直ったように説明しているのだ。

「カラ補助金」というべき問題の主体となったのは環境省である。

昨年3月、野田政権（当

時）は、震災瓦礫の処理・焼却の協力を全国の自治体に求める広域処理の方針と、その財源に復興予算特別会計を充てることを決めた。

協力を応じた自治体には産廃処理場の建設費、改修費が交付され、それとは別に瓦礫の受け入れ量に応じて1㎡あたり3万〜8万円の焼却費も支払われた。

瓦礫を焼却すれば燃料費などの実費がかかり、焼却炉の傷みも増える。だから被災地の復興の助けになるのであれば、復興予算を全国に配る正当性も認められよう。実際、復興予算交付を「餌」にしたことで、12都道府県（21団体）が瓦礫受け入れ検討を表明した。その意味でいえば「効果はあった」といえるかもしれない。

ところが、昨夏頃から事態は不可解な展開を見せる。被災地の「瓦礫量」が見積もりより少ないことが判明し、21団体中、14団体が受け入れ候補地から除外されたのだ。当然、それらの自治体は復興予算の交付はナ

シになると思いきや……、そうはならなかった。環境省は最初からそれらの自治体に瓦礫が回らないことを見越していたかのよう

に、都道府県に協力を呼びかける廃棄物対策課長名の通達（昨年3月）の中に、以下のような内容を入れていたからだ。

「結果として災害廃棄物を受け入れることができなかった場合であっても、交付金の返還が生じるものではありません」

これは「瓦礫を受け入れなくても交付金はあげます」という自治体への「カ

「補助金をもらってくた」

瓦礫処理を「やる」と検討しただけで巨額の交付金をせしめた自治体側にすれば、やるやる詐欺「まがいの手法で復興予算を騙し取ったことがバレた。さぞや慌てて平身低頭するかと思いきや、どうも違うのである。

復興予算から総額約86億円を交付された大阪・堺市

ラ補助金」交付の密約ではないか。環境省はこう回答する。

「瓦礫の総量がわからない中で協力を求めた。自治体の協力を得るために仕方なかった」（同省廃棄物対策課）

そもそも復興予算は「被災地の復興に使うための財源」のはずだ。瓦礫を受け入れない自治体に使うのはおかしい、そう質しても、「返還は必要ないと考えています」

と繰り返すばかり。どうしても復興予算を配りたかった。——そうとしか解釈できない態度なのだ。

廃棄物政策課の回答は興味深い。

「当市のゴミ焼却場は震災前の10年度から建設が始まっており、建設費の半分を一般会計の交付金を財源として整備する計画でした。ところが、昨年の3月に環境省から大阪府を通じて、復興特会からの補助金に切り替えれば建設費を全額

国が出す」という打診があった。当市は「一般会計のままです」と回答したのですが、4月には「復興予算を充てることにした」と内示されたのです。

堺市は瓦礫受け入れを検討していませんでしたが、大阪府が受け入れを表明した結果、（処理可能な施設を建設中の）当市に交付されることになった。

環境省が補助金を押し付けてきたというのだ。

総額約36億円の交付を受けた埼玉・川口市に取材しても同様の説明だった。

「当初は焼却場の改修費を一般会計の交付金でまかなう計画でした。そこに環境省が、復興特会の補助金をもらってくれ」といつてき

ても受け取れなくなるかもしれないという不安からその通りにしました。瓦礫の受け入れは検討していましたが、環境省から見合わせることになった」と連絡がきたんです。国からもらえる補助金の総額が数億円増えたのは事実ですが、当市

「瓦礫受け入れ撤回」でも
予算が交付された10自治体

団体名	交付額(億円)
中・北空知廃棄物処理広域連合(北海道)	28.2
秋田県鹿角広域行政組合	2
秋田県湯上市	2.8
群馬県伊勢崎市	2.7
群馬県玉村町	11.3
群馬県高崎市	0.6
甘楽西部環境衛生施設組合(群馬県)	3.8
埼玉県川口市	36.3
京都府綾部市	2.9
大阪府堺市	86
合計	176.6

が復興予算を騙し取ったと思われるのは心外です(環境施設課)

困惑の色を隠せないのは、神奈川県、秦野市伊勢原市環境衛生組合(共有するゴミ処理場を管轄する2市の事務組合)だ。同組合と平塚市、逗子市、厚木市の4団体には、神奈川県を通じて約160億円の交付が決まっていた。ところが、そもそも4団体は神奈川県に「瓦礫を受け入れない」と表明していたという。

「瓦礫は受け入れないと表明したから、焼却炉の建設費は当初の計画通り半分を一般会計から交付されるものと考えていました。ところが、なぜか環境省から復興予算の補助金が決まった」と連絡があった。不思議に思っているところに、共同通信が「受け入れ拒否の自治体に復興予算が交付される」とわれわれが悪いように報道したから寝耳に水の話でした(環境施設課)

こちらは断わっても環境省が勝手に復興予算を置いていったというのである。環境省は神奈川の4団体については復興予算の交付決定を取り消した。だが、他の全国10団体は「受け入れをしないにもかかわらず、復興予算を受け取る」という状態が続いている。

こうして各自治体の言い分を聞くと、「自治体が復興予算に群がった」のではなく、環境省側が「復興予算への切り替えを自治体に強要して補助金をバラ撒いた」という構図が浮かび上がる。

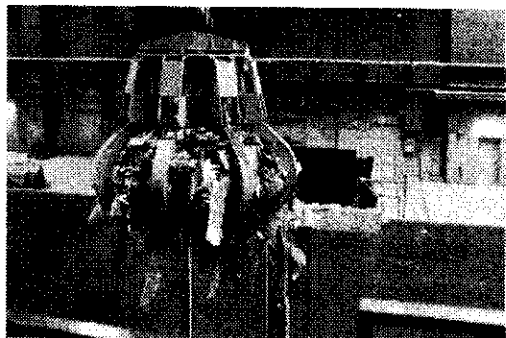
「カラ交付金」の問題の根は、そこにあるのだ。

環境省の奇妙な行動の原因は、瓦礫量の「大幅な減少」にあった。環境省は「総量がわからない中で仕方なかった」と説明したが、それを額面通りに信じるわけにはいかない。

01年発足と歴史が浅く、霞が関では「新参者」扱いの環境省にとって、東日本大震災と原発事故は、自らの存在意義を世に示す重要な機会となった。それは、官僚流の生臭い言い方をするなら、「巨額の予算を獲得するチャンス」ということでもある。

事実、震災前に2000億円規模だった同省の予算は、震災後、瓦礫処理のための復興予算約1兆円が加えられて一挙に6倍に膨張し、13000人の小所帯は震災1年後の12年1月に200人以上も増員された。

その1兆円の、新たな財布を獲得した根拠が、同省の行った「瓦礫量調査」だ。衛星写真を使って瓦礫量を推計するというもので、



大阪市で焼却される震災瓦礫

11年4月に弾き出された数字は「岩手県で約600万ト」「宮城県で約1600万ト」で、合計約2200万トだった。

ところが、その後に実地調査を重ねていくたびに、瓦礫はどんどん少なくなってきた。全国の自治体に広域処理を呼びかけた直後の昨年5月には、「岩手県で525万ト」「宮城県で1154万ト」の合計約1679万トになる。当初の見積もりより25%減った。過大な瓦礫量の見積もりで巨額の予算を獲得し、後に前提となる量が減っても予算は返さない。環境省は予算を獲得するために、意図的に瓦礫量を「水増し」したと見られても仕方ないだろう。

衛星写真解析に詳しい坂田俊文・東海大学教授は、「衛星写真で瓦礫量を算出するのは無理があります。算出根拠が皆無だとは思いませんが、一定の面積から何が瓦礫であるかを判別するのは難しく、誤差が出る。実際の瓦礫量が算出量より少なかったということであれば、瓦礫かどうかかわからないものをすべてカウントしていったのかもしれない」という。

そこには、「瓦礫が多ければ多いほど予算が増える」という役人特有の計算が働いていたのではないか。

「焼却炉大国」維持の狙い

世間一般の常識で考えれば、「発注する必要がなくなっただけなら、カネを払う必要はない。浮いたカネは

他の使い途に回すか、貯蓄（繰越金）すればいい」となるところだが、霞が関の常識はその逆だ。

瓦礫の広域処理問題を早くから問題視してきた「環境総合研究所」の池田こみち・顧問はこう語る。

「環境省にとって1兆円という予算はかつてない規模。国交省のような事業官庁に匹敵する財源が降って湧いたのだから、他の省庁には譲りたくないという考えがあったのでしよう。そのためには全額を使い切る必要がある。だから、瓦礫焼却をしない自治体にも復興枠の交付金を、焼却費」として払うというむちゃくちゃな理屈を編み出した」

その背景には、「焼却炉

大国の維持」という狙いがある。意外と知られていないが、日本全国には約1300の焼却場があり、何と全世界の「7割」に相当する。

「環境省が発足した際に、焼却場の建設許可が同省の巨大利権となりました。瓦礫処理は仮設焼却炉と内陸部の焼却場で十分に処理は可能で、はるか遠く九州まで瓦礫を運ぶなどは愚の骨頂です。それなのに広域処理という無駄な事業をする理由は、全国の処理場に仕事を与えたり、改修や新規建設の口実を与えたりするためなのです」（同前）

そうした構図は、当然、環境官僚の利権構築とも繋がっている。

環境省所管の公益社団法人・全国産業廃棄物連合会は、常勤役員トップ（専務理事）に環境省OB（元廃棄物・リサイクル対策部企画課長）を迎える天下り団体である。同連合会は全都道府県に傘下団体を持ち、産廃業者免許の取得講習を行なっている。1回の講習は3万〜7万円弱で、「この講習を何度も受けなければ、免許の更新ができない仕組みになっているし、連合会に加盟しなければ仕事にならない」（ゴミ処理業者）というものだ。

また、自治体が震災瓦礫の処理を行なう場合、大規模なものは大手ゼネコンに一括発注するが、小規模の焼却の場合は基本的に自治

体が産廃連合会を通して発注する仕組みとなっている。連合会そのものが受注者となっているケースも多い。

こうして巨額の瓦礫処理予算はそのまま環境省の天下り団体の「甘い汁」になっているのである。

そうした背景を踏まえて、環境省に「瓦礫処理をしない自治体に交付した復興予算の返金をなせ求めないのか」と質すと、開き直ったかのような回答がきた。

「各自治体の焼却炉整備は、もともと一般会計の交付金で行なうものだったのに、復興予算につけかえたからといって返金させれば大変なことになります」（廃棄物対策課）

戯れ言もいよいよ加減にして

もらいたい。「大変なことになる」のは、環境省が拡大を狙うゴミ焼却利権だろう。

震災直後、政府は「復興の財源がない」と泣きつき、国民は「困っている被災地のためなら」と復興臨時増税を受け入れた。

前出・池田氏の指摘は厳しい。

「国民の浄財を環境省が被災地の復興と無関係に使っている現状は、納税者への裏切り、被災地への裏切りにも他なりません」

次から次へと湧いてくる「震災シロアリ」の増殖は留まるところを知らない。その駆除のために、厳しく目を光らせ続ける必要がある。

少年院・刑務所
出所者を支える
「職親」プロジェクト
with

- 千房(株) / (株)一門会 / (株)牛心 / (株)信濃路 / カンサイ建装工業(株) / (株)プラス思考 / (株)プログレッシブ

MISSION
出所者の円滑な社会復帰を支援、再犯率を下げる。

GOAL
働く場の提供から、生活支援まで。参加企業が出所者を見守る「職親」制度をつくる。

